

## 青森県立保健大学図書館委員会規程

平成 20 年 4 月 1 日  
規 程 第 25 号  
(最終改正 令和 3 年 4 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人青森県立保健大学組織規則第 20 条に基づき、青森県立保健大学図書館委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 附属図書館の運営に関する事項
- (2) 附属図書館に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 図書館資料の選定及び調整に関する事項
- (4) 図書館情報システムに関する事項
- (5) その他附属図書館全般に関する事

(構成)

第 3 条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 学科ごとに、教授、准教授、専任の講師及び助教のうちから 1 名
- (3) 図書課長
- (4) その他委員長が必要と認める者

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。副委員長を置かないときは、予め委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めた事項に関し採決を要する場合、委員会は委員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(副委員長)

第 6 条 委員長が必要と認める時は、委員会に副委員長を置くことができる。

2 副委員長は委員から委員長が指名する。

3 副委員長は、委員長の委任により委員会を招集し、その議長となることができる。

(委員の任期)

第 7 条 第 3 条第 2 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員になった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第 3 条第 5 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(代理出席)

第 8 条 委員長は、第 3 条第 2 号から第 4 号までの委員がやむを得ない事情により委員会に出席できないときは、委員からの申し出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の出席)

第9条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第10条 委員会は、必要に応じて別に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が定める。

(報告)

第11条 附属図書館長は委員会の運営に関し、大学の組織目標を踏まえた上、事業計画、中間報告及び事業報告を作成し、教育研究審議会を通じて理事長に提出しなければならない。

(事務)

第12条 委員会に関する事務は、事務局図書課で処理する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。